

化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性等検討委員会
(執筆担当：純正化学株式会社 篠崎 公三)

化学物質に関する法律で平成16年12月から平成17年3月までに改正等があったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は必ずホームページ等でご確認下さい。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第8号(平成16年12月13日付)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第1項第3号に該当するものと判断された新規化学物質の名称(いわゆる「白」物質)が新たに158物質公示されました。

〔経済産業省ホームページ〕

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/new_page/1/shirokokuji.pdf

平成17年1月27日上記告示第8号の正誤表が公表されました。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/new_page/1/seigo.pdf

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号(平成17年2月23日付)

第1種監視化学物質として新たに4物質が新規化学物質として公示されました。

〔経済産業省ホームページ〕

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/new_page/1/ikkantuika.pdf

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号(平成17年3月2日付)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、指定化学物質として新たに36物質

が公示されました。

〔経済産業省ホームページ〕

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/new_page/1/H15sitei.pdf

政令第134号(平成17年4月1日付)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

以下の化学物質2物質が公示されました。

2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)及びヘキサクロロブタ-1,3-ジエン。

〔製品評価技術基盤機構ホームページ〕

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/ittoku20050401.pdf>

2. 毒物及び劇物取締法

薬食発第0325011号(平成17年3月25日付)

薬食発第0325011号にて厚生労働省医薬食品局長から毒物及び劇物指定令等の一部改正について通知されました。これにより、次の品目が劇物から除外されました。

指定令の改正により劇物から除外された品目

- (1) 六水酸化錫亜鉛
- (2) 4-アセトキシフェニルジメチルスルホニウム = ヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤
- (3) N-シアノメチル-4-(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
- (4) 2,6-ジフルオロ-4-(トランス-4-ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(5) 2-フルオロ-4-(トランス-4-ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(6) 2-フルオロ-4-[トランス-4-(E)(プロパ-1-エン-1-イル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(7)(Z)[5-[4-(4-メチルフェニルスルホニルオキシ)フェニルスルホニルオキシイミノ]-5H-チオフェン-2-イリデン](2-メチルフェニル)-アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(8) メチル=N-[2-[1-(4-クロロフェニル)1H-ピラゾール-3-イルオキシメチル]フェニル[N-メトキシ]カルバマート(別名ピラクロストロピン)6.8%以下を含有する製剤
毒物及び劇物取締法施行規則の改正について
上記の改正により、次の品目は劇物に該当しなくなったため、農薬用品目販売業者が取り扱う指定品目から除外されました。

(1) N-シアノメチル-4-(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤。

(2) メチル=N-[2-[1-(4-クロロフェニル)1H-ピラゾール-3-イルオキシメチル]フェニル[N-メトキシ]カルバマート(別名ピラクロストロピン)6.8%以下を含有する製剤

なお、公布の日(平成17年3月25日)より施行されています。

〔大阪府健康福祉部薬務課ホームページ：
<http://www.pref.osaka.jp/yakumu/madoku/dokugeki/new1/new1.htm>〕

3. 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令

薬食発第0318001号(平成17年3月18日付)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

の施行について

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令が改正され、3-(2-アミノプロピル)インドール(通称名：AMT、デイトリッパー等)及びその塩類、3-[2-(ジソピルアミノ)エチル]-5-メトキシインドール(通称名：フォクシー等)及びその塩類が指定されました。

〔三重県健康福祉部 薬務食品室ホームページ：
http://www.piis.pref.mie.jp/ipp/aa/a1_sin.asp〕

4. 労働安全衛生法

法令改正関係

・平成16年厚生労働省告示第454号(平成16年12月27日付)及び平成17年厚生労働省告示第113号(平成17年3月25日付)

労働安全衛生法第57条の3第1項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する告示

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の3第1項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称が公表されました。

〔安全衛生情報センターホームページ：
http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anh_r00.htm〕

通知関係

・基発第0215002号(平成17年2月15日付)
特定化学物質等障害予防規則等の一部改正について

改正の要点

1) 特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)関係

三酸化砒素について、作業環境測定の結果の評価を行わなければならない物に追加するとともに、その評価の記録を30年間保存する物に追加されました。

2) 作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)関係

- (1)粉じん濃度の測定方法のうち、分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法について、分粒装置の特性を変更されました。
- (2)空気中の石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)の粉じんの濃度の測定方法のうち、ろ過捕集方法及びエックス線回折分析方法によるものが削除されました。
- 3)作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)関係
- 三酸化砒素について管理濃度を新たに設定するとともに、シアン化カリウム等21物質について管理濃度が改定されています。
- [安全衛生情報センターホームページ：
<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-46/hor1-46-5-1-0.htm>]